

扶桑町議会議案第10号

扶桑町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の制定について

扶桑町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖瀬 武

提案理由

扶桑町立学校体育施設スポーツ開放において使用料を徴収するに当たり、条例を制定したいので提案します。

## 扶桑町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、扶桑町立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で町民のスポーツ活動等の利用に供すること（以下「スポーツ開放」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (使用料)

第2条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は前納とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (使用料の減免)

第3条 教育委員会が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

### (使用料の還付)

第4条 納付された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

### (損害賠償)

第5条 利用者は、施設の使用中に建物、付属設備、器具等を破損、汚損又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、損害賠償をさせることが適当でないときと認めるときは、この限りでない。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、令和8年6月1日以後のスポーツ開放に適用し、同日前のスポーツ開放については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

使用料

区分 学校	1 単位（2 時間）当たりの使用料		
	運動場	体育館	
		昼間	夜間
小学校	無料	全面 7 0 0 円	全面 1, 4 0 0 円
中学校	無料	半面 7 0 0 円	半面 1, 4 0 0 円

備考

体育館を利用する場合において、冷暖房設備を利用する場合は、1 時間につき 1, 0 0 0 円を加算する。